

令和3年度 第3回山口県犯罪被害者等支援施策評価委員会の概要

1 開催時期

令和3年9月上旬

- ※ デルタ株感染拡大防止集中対策のため、書面により開催
- ※ 全委員に会議資料及び説明内容を送付し、意見を集約

2 概要

(1) 報告（第2回委員会以降の対応状況）

ア 6月定例県議会について

- 一般質問に対する知事答弁要旨
- 環境福祉委員会での山口県犯罪被害者等支援推進計画（素案）の報告及び委員からの主な質問等

イ 山口県犯罪被害者等支援推進協議会の開催について

- 令和3年度の活動予定
- ワンストップ支援体制の整備

(2) パブリック・コメントの実施結果

ア 寄せられた意見

3人35件

- ※ 否定的な意見は無く、多くは県の方向性に合致

イ 主な意見

- 直接支援には携わらない、普通の人二次的被害を与える可能性があるの
で、県民への広報に重点的に取り組むべき
- 全ての市町に条例が制定されて、初めて全ての県民に手が差し伸べられる
と思うので、市町の条例制定にも取り組んでいただきたい

(3) 山口県犯罪被害者等支援推進計画（最終案）

素案から大幅な変更なし

パブリック・コメントを踏まえ、和暦・西暦の併記等、記載方法について修正

(4) 犯罪被害者等に対する居住の安定

ア 県営住宅の入居要件等の緩和（10/1～）

以前から実施していた単身入居や優先入居、一時的入居に加え、県営住宅（又は市・町営住宅）からの住替えが可能

イ セーフティネット住宅（住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅）の登録促進

年内に約13,000戸が登録（見込み）

(5) 推進計画の進行管理

市町における条例等の制定状況及び県政世論調査の結果（二次的被害の認知度等）により進行管理を実施

3 委員からの主な意見及び対応結果

- 犯罪被害者等は支援に関する説明を何度受けても記憶に残らないことがあり、だからと言って支援者が勝手に進めていくことは避けるべきである。
情報提供や支援者の在り方について、常に考えていく必要がある。
 - ➡ 犯罪被害者等が置かれている状況や、その心理状態、情報提供の方法について評価委員会でも意見をいただきつつ検討を行うほか、支援者の養成に努める。
- 本当に必要な支援をするには支援者の質の向上が不可欠であること、また、県や市町の職員は異動がありスキルの維持が難しいので、研修会の充実及び継続を願う。
 - ➡ 研修会の継続開催や、内容の充実に努める。
- 関係機関・団体と連携することにより個人情報の漏えいが懸念されるので、注意が必要
 - ➡ 個人情報の取り扱いについては非常に重要であるため、「山口県個人情報保護条例」に基づき適切に取り扱う。